

第32回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 議事要旨

平成26年4月22日（火）16:00～17:20

中央合同庁舎3号館11階 特別会議室

【出席者】

中川座長、宇野委員、三本木委員、鈴木委員、辻本委員、道上委員、森北水管理・国土保全局長

【ダム事業の検証の検討結果について】

○今回は、検討主体から国土交通大臣に報告された設楽ダムの検討結果について説明を受け、有識者会議から意見等を述べた。

○委員の主な発言は以下のとおり。

- ・霞堤について、どれくらいで浸水が生じるのか、また締め切った場合にどうなるのか、などをわかりやすい図面等を用いて住民や関係者に示すべき。
- ・設楽ダムの容量のうち、流水の正常な機能の維持の容量が占める割合が大きいためバランスが悪く見えるが、豊川水系は、国策である豊川用水などによる水需要の増大などに伴い、ほぼ全量取水し水涸れも多々発生しているような状況を解消するためのものと理解される。
- ・霞堤については、様々な意見があり、将来も存置させるのであれば、法的な問題も含めてさらなる検討が必要。
- ・流下能力図を見ると、下流の方は整備も進み流下能力があるように見えるのだが、平成23年9月洪水の浸水被害は内水によるものか。

[霞堤部分が締め切られておらず、そこから浸水が発生したことを事務局より説明]

- ・ 基準地点石田近辺は、現況の流下能力が河川整備計画の目標に対して不足しているが、掘削で対応するという事か。

[掘削を行うが、河川整備計画の目標流量を流下させることまでは出来ず、一部田畑で浸水が残る状況になることを事務局より説明]

- ・ 消費税が増税されることも踏まえ、事業費の増額に対しては引き続きコスト削減に努めるのであろうが、施設の安全性の確保や生活再建対策などをおろそかにしてはならない。
- ・ 中部地方整備局の設楽ダムは「継続」という内容であった。これは、基本的には、中間とりまとめで示した「共通的な考え方」に沿って検討されたものであると理解できる。